

留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

表面

留学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。世帯年収（所得）が上限額を超えている等、日本政策金融公庫が定める条件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みできなかった場合や、「国の教育ローン」の融資を受けられた場合は、留学時特別増額貸与奨学金の貸与はできません。

(西暦) 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

留学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、審査の結果、融資を受けられなかったことを申告します。

1. 申告者 ※奨学生本人（あなた）が記入

(フリガナ)	セイ	メイ	
氏名	姓	名	
生年月日	(西暦) 年 月 日		
国内 在籍校	学校名		
	学部・ 研究科	学科・ 専攻	

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※国の教育ローン申込者（保護者等）が記入

申込者 (保護者等)	氏名		奨学金申込者本人か ら見た関係（続柄）	
申込年月日	(西暦) 年 月 日			
申込先 金融機関	公庫 銀行 金庫等			支店

3. 添付書類について

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知書のコピー（※）を、本申告書に

添付します ・ 添付できません ←どちらかに○

（※）圧着はがきの場合は、申込者（保護者等）氏名が印字されている宛名面も併せてコピーして添付してください。

「添付できません」を選択した場合は、必ず裏面も記入してください。

（注）留学時特別増額貸与奨学金の申込みや手続きは、日本学生支援機構にお問合わせください。

（裏面へつづく）

留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

裏面

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫の通知文のコピーを添付できない事情等について

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、以下ア・イのうち該当する理由に○をつけ、必要事項を記入してください。

ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	- 金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。 - 電話で結果を知らされた。 その他（ ）
融資できない理由（※）	



※以下の理由により通知が発行されなかった場合は、この申告書を提出しても、留学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることはできません。

- ・借入申込人世帯の年間収入（所得）が公庫の示す金額を超えている場合
- ・公庫からの借入申込上限額を超えている場合
- ・教育資金以外の使途である場合
- ・保護者以外による申込みの場合
- ・過去に「国の教育ローン」を利用している場合

イ 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。
なお、再発行の依頼状況について、機構から国内連絡者に照会することがあります。

再発行を依頼した日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた理由	
融資できない理由（※）	

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、留学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。
この場合、既に振り込まれた留学時特別増額貸与奨学金の全額を返金しなければなりません。